

報道関係者 各位

令和5年1月10日

【照会先】

山梨労働局 労働基準部 監督課  
課長 太田良 雅美  
主任監察監督官 伊勢井 裕之  
(電話) 055-225-2853

## 建設現場一斉監督の実施結果を公表します

～管内の労働基準監督署が監督指導を実施 約4割の現場に法違反～

山梨労働局(局長 生方勝)が主唱する年末年始無災害運動の一環で、令和4年12月1日から同年12月14日までの間、管内の甲府、都留、鵜沢の3労働基準監督署は、建設工事現場に対して、集中的に監督指導を実施しました。その結果概要を取りまとめましたので公表します。(詳細は別紙を参照してください。)

### 1 監督指導実施現場数及び違反現場に対する措置

- ◆ 119現場(昨年度は 114 現場)に監督指導を実施
- ◆ 労働安全衛生法違反が認められた現場数は46現場(違反率38.7%)に是正勧告(昨年度は 53 現場(違反率46.5%))
- ◆ 急迫した危険のある法違反が認められた 6現場に対して、作業停止命令等の行政処分

### 2 主な違反内容

- ✓ 墜落の危険のある足場上に手すり等を設けていない 17現場
- ✓ 墜落の危険がある場所(足場以外)に手すり等を設けていない 2現場
- ✓ 車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置を適切に行っていない 8現場
- ✓ 安全な通路を設けていない又はこれを有効に保持していない 6現場
- ✓ 安全に昇降するための設備等を設けていない 3現場
- ✓ 元請事業者が関係請負人を適切に指導していない 18現場

### 3 法違反の是正状況

- ◆ 法違反の是正を確認した現場は、45現場(令和5年1月10日現在)
- ◆ 作業停止命令等の行政処分をした6現場全てに対し、是正を確認し、当該命令を解除
- ◆ 法違反の是正を確認できていない現場には、速やかに是正するよう指導中

## 法違反の概要

主な法違反事項		主な法違反の概要	
事 項	現場数		
足場における高さ2 m以上の作業場所に墜落防止措置を講じていない	17 ( 14.3% )	事業者は、足場における高さ2 m以上の作業場所で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり及び中さん等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。	
高さ2 m以上の作業床の端や開口部に、墜落防止措置を講じていない	2 ( 1.7% )	事業者は、高さ2 m以上の作業床の端や開口部で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲いや手すり等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。	
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置を適切に行っていない	8 ( 6.7% )	事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときはバゲットを地上に下ろす等の措置を講じなければならないのに、これを行っていないかったこと。	
作業場内及び作業場に通ずる場所に安全な通路を設け、これを有効に保持していない	6 ( 5.0% )	事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内に、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつこれを常時有効に保持しなければならないのに、これを行っていないかったこと。また、主要な通路には、通路であることを示す表示をしなければならないのに、これを行っていないかったこと。	
高さ又は深さが1.5メートル超の箇所で作業を行う際に、安全昇降設備等を設けていない	3 ( 2.5% )	事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行うときは安全に昇降するための設備等を設けなければならないのに、これを設けていなかったこと。	
関係請負人に必要な指導を行っていない	18 ( 15.1% )	元方事業者（元請）は、関係請負人（下請）等が労働安全衛生法令に違反しないように、必要な指導を行わなければならないのに、これを行っていないかったこと。	

注：現場数欄の（ ）内の数値は、監督指導実施現場数に対する比率。

注：複数の法違反が認められた現場あり。

## 作業停止等の行政処分の概要

主な法違反事項		現場数	処分の内容
事	項		
足場における高さ2 m以上の作業場所に墜落防止措置を講じていない		5 ( 4.2% )	作業停止措置命令・変更措置命令
高さ2 m以上の作業床の端、開口部又は作業構台に墜落防止措置を講じていない		2 ( 1.7% )	立入禁止措置命令・変更措置命令

注：現場数欄の（ ）内の数値は、監督指導実施現場数に対する比率。

注：複数の事項について行政処分を行った現場あり。